

浜の活力再生プラン
(第2期)

1 地域水産業再生委員会

| | |
|------|----------------------------------|
| 組織名 | 宮城県南部地区地域水産業再生委員会 (のり養殖 1104010) |
| 代表者名 | 会長 高橋 幸彦 |

| | |
|---------------|---|
| 再生委員会の 構成員 | 東松島市、松島町、利府町、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業協同組合、塩釜市漁業協同組合、鳴瀬吉田川鮭増殖組合 |
| オブザーバー | 宮城県 |

※別添再生委員会規約及び推進体制図参照

| | |
|-------------------------------|---|
| 対象となる 地域の範囲 及び 漁業の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県南部地域 (東松島市から山元町にかけての沿岸域) ・のり養殖業者 (矢本12名・鳴瀬5名・宮戸西部15名・宮戸17名・塩釜市第一1名・塩釜市浦戸8名・七ヶ浜37名・仙台市1名・亶理町5名・塩釜市漁協1名) 計102名 |
|-------------------------------|---|

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

本プランで対象とする宮城県南部地区は、東松島市、松島町、利府町、塩釜市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町の沿岸域である。のり漁場は仙台湾全域にかけて位置しており、中部地区(石巻市)一帯と併せ、のりの生産地としては国内で最北にあたり、宮城県産「みちのく寒流のり」のブランド名称で流通している。

平成23年3月の東日本大震災により失われた地区内の漁港や関連施設、漁船、漁具等は、国・県・市町等の各種支援事業を活用し復旧が進み、また協業化による効率的な取り組みを行うことにより、生産量は震災直後と比較し大幅に回復したが、のり養殖業へ復帰した漁業者数は震災前の人数には至らず、結果として生産量は震災前の約80%に留まっている。

養殖環境については、震災後の地盤沈下の影響による水位変動や採苗時期の低栄養塩環境を原因とした生育不良の発生、バリカン症やあかぐされ病の発生等が問題となっている。

関連施設等については、老朽化が進んでいることにより、今後の漁業経営に不安を抱えている漁業者も多数いることから、修繕もしくは更新に対する支援充実が望まれる。また、宮城県内の乾のり販売の拠点となっている乾のり集出荷所についても、老朽化に伴う建て直しについて検討が必要となっている。

販売面では、未だ東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染水問題により風評被害の影響があるため、継続した安全確認の実施が不可欠であることから、県などの関係機関とも連携して県産品の「安全・安心」のPRや販売促進に取り組んでいる。

(2) その他の関連する現状等

震災により土地や住宅などの生産基盤を失い浜を離れ、結果として漁業再開を断念した漁業者が多数いること、厳しい経営状況や労働環境によって後継者が育たず高齢化が深刻化していること等により、漁業・漁村の活力が失われつつある。漁業再開者の為の対策や後継者の確保・育成を図り、漁村地域の活性化を図る必要がある。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

| |
|--|
| |
|--|

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

当地区の主力養殖品目の一つであるのりの生産を安定化させ漁業経営の改善を図るため、水産物の安全性と信頼性の確保にいっそう努める必要がある。

さらに、漁業経営の安定を図るためには、県などと連携し、海洋環境の変化に対応し生産を維持するための漁場環境のモニタリングの調査が必要である。

安定的な所得向上や収益性の改善を図るためには、今後、いっそうの協業化や共同利用の促進を行うとともに、おいしいのり作りの運動を展開し、関係団体等と連携してブランド化や消費拡大に努めるほか、生産コストの削減を進める必要がある。

併せて、安定した種苗確保や宮城の漁場に適した新品種の開発が不可欠であり、新規着業者の確保や後継者の育成に努め、地域の活性化を図る必要がある。

このことから、以下を基本的な方針とした取り組みを引き続き実施する。

(1) 安定した生産基盤の確保

- ① 漁港施設の適正な維持管理
- ② 生産施設の更新

(2) 良質な養殖生産物の確保

- ① 震災による海洋環境の変化への対応と本県の環境に適応した生産体制の構築
- ② 健全な種苗の開発と病障害対策に有効な情報の共有による被害軽減
- ③ 漁場の有効活用、適正利用
- (3) 強い経営体の育成
 - ① 後継者と新規就業者の確保、持続可能な経営体の育成
 - ② 操業コストの低減化
 - ③ 現在設立されている協業組織、法人の経営指導
- (4) 養殖水産物の安全確保
 - ① 異物混入防止の徹底
 - ② 十分な放射能対策の実施及び県内外の信頼性確保に向けたPR活動による県産水産物のイメージ向上
- (5) 販路の回復、拡大
 - ① 地域販売所の利用や「みやぎ水産の日」に合わせた販促イベント、地域イベント等を活用した知名度向上、需要拡大の推進
 - ② ばら干し加工などの新たな流通形態の推進による品目の多様化

(3) 生産努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

- 次の項目に取り組むこともしくは遵守することにより、漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保が確保される。
- ① 区画漁業権の管理及び行使に関し、必要な事項を定めた漁業権行使規則の遵守
 - ② 養殖漁場の維持・改善のために養殖施設台数や適正養殖可能数量等を定めた漁場利用計画の策定・遵守
 - ③ 宮城県のり安定化対策本部におけるのり養殖管理計画の遵守
 - ④ 宮城県漁業協同組合のり部会における年度ごとの漁期対策の実行

(4) 具体的な取組内容

1年目（平成31年度）所得5%向上

以降、以下の取り組みについては、毎年、取組の進捗状況や成果を踏まえ、段階的に対象範囲を拡大するなど、必要に応じた見直しを行いつつ、関係者が一丸となって取り組む。

| | |
|---------------------|--|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き持続的なのり養殖業の更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁港機能の維持管理 <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸保全施設を整備し、菖蒲田漁港などで係留施設の老朽化対策などの安全性確保対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 良好な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なのり養殖業の振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 震災による海洋環境の変化への対応 <p>地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。</p> <p>また東日本大震災後の影響による地盤沈下、その後の海底隆起の影響による潮位の変化に対応できる新たな潮位計の設置を検討する。</p> |
|---------------------|--|

② 本県の環境に適応した生産体制の構築

高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

③ 生産に影響を与える病障害の対応

あかぐされ病や近年、仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、設定された漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、いかだ毎の間隔を確保することで汐通しを良くし栄養塩が均一に取れるように努める。

(3) 強い経営体の育成

① 担い手の確保

- ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。
- ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。

② 収入の安定化

- ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時における収入の安定化を図る。
- ・個人での養殖業には多額の設備投資を必要とすることを踏まえ、漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。
- ・漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。

(4) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みにより漁場環境及び養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するべく、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 適切な活性処理剤の使用

全漁業者は、活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。

③ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

| | |
|----------------------|---|
| | <p>(5) 販路の回復、拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、JF全漁連（全国漁連のり事業推進協議会）をはじめ関係機関と連携しながら、買受人、流通業界と販促PR活動を展開し消費拡大を図る。</p> <p>① 効果的なPR活動や販売の実施</p> <p>地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベントである「七ヶ浜海の市、漁協の夕市」や「荒浜漁港水産祭り」などにおいて製品のPRを強力に実施し、「みちのく寒流のり」の知名度の向上や需要の拡大を図る。</p> <p>また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産のりの認知度向上を図る。</p> <p>② 新規商品の販売に向けての取り組み</p> <p>現行の乾海苔（板のり）主体の流通から、生のりのバラ干しなどの商品の形での生産・販売へも拡大し、その方途について買受人・加工業者等との検討を行う。併せて、新たな商品販売に対応した入札システム構築の検討を始める。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.4%以上の漁業収入向上を目指す。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取り組み</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.0%以上の漁業コスト削減を目指す。</p> |
| <p>活用する支援措置等</p> | <p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、もうかる漁業創設支援事業（沿岸漁業版）（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）</p> |

2年目（平成32年度）所得6.2%向上

漁業収入向上
のための取組

宮城県の「宮城県養殖振興プラン」(平成26年度～32年度)とも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き持続的なのり養殖業の更なる発展を目指す。

(1) 安定した生産基盤の確保

① 漁港機能の維持管理

市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設に適正な維持管理を行う。

(2) 良好な養殖生産物の確保

全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なのり養殖業の振興を図る。

① 震災による海洋環境の変化への対応

地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。

また東日本大震災後の影響による地盤沈下、その後の海底隆起の影響による潮位の変化に対応できる新たな潮位計を設置し、適切な生産体制の構築に努める。

② 本県の環境に適応した生産体制の構築

高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

③ 生産に影響を与える病障害の対応

あかぐされ病や近年、仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、設定された漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、いかに毎の間隔を確保することで汐通しを良くし栄養塩が均一に取れるように努める。

(3) 強い経営体の確保

① 担い手の確保

- ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。
- ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。

② 収入の安定化

- ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入状況と内容を改めて確認しながら、見直し等の必要性について検討し、災害時等における収入の安定化を図る。
- ・個人での養殖業には多額の設備投資を必要とすることを踏まえ、漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。
- ・漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、

| | |
|----------------------|--|
| | <p>摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。</p> <p>(4) 養殖生産物の安全確保 全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みにより漁場環境及び養殖生産物の安全確保を図る。</p> <p>① 異物混入防止の徹底 漁業者各々が目視検査を徹底するべく、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。</p> <p>② 適切な活性処理剤の使用 全漁業者は、活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。</p> <p>③ 放射性物質の検査 全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</p> <p>(5) 販路の回復、拡大 全漁業者及び漁協は、JF全漁連（全国漁連のり事業推進協議会）をはじめ関係機関と連携しながら、買受人、流通業界と販促PR活動を展開し消費拡大を図る。</p> <p>① 効果的なPR活動や販売の実施 地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベントである「七ヶ浜海の市、漁協の夕市」や「荒浜漁港水産祭り」などにおいて製品のPRを強力に実施し、「みちのく寒流のり」の知名度の向上や需要の拡大を図る。</p> <p>また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産のりの認知度向上を図る。</p> <p>② 新規商品の販売に向けての取り組み 現行の乾海苔（板のり）主体の流通から、生のりのバラ干しなどの商品の形での生産・販売のため、板のりと同様の入札体制を確立させる。併せて、新たな商品販売に対応した入札システムの有効性が確認されれば、試験的な運用を開始する。</p> <p>これらの取組により、基準年より0.7%の漁業収入向上を目指す。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取り組み</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み 漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.0%以上の漁業コスト削減を目指す。</p> |
| 活用する支援措置等 | <p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、もうかる漁業創設支援事業（沿岸漁業版）（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）</p> |

3年目（平成33年度）所得8.1%向上

| | |
|--------------|--|
| 漁業収入向上のための取組 | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き持続的なのみり養殖業の更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>① 漁港機能の維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設に適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 良好な養殖生産物の確保 全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なのみり養殖業の振興を図る。</p> <p>① 震災による海洋環境の変化への対応 地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。 また東日本大震災後の影響による地盤沈下、その後の海底隆起の影響による潮位の変化に対応できる新たな潮位計を設置し、適切な生産体制の構築に努める。</p> <p>② 本県の環境に適応した生産体制の構築 高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。</p> <p>③ 生産に影響を与える病障害の対応 あかぐされ病や近年、仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、設定された漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、いかだ毎の間隔を確保することで汐通しを良くし栄養塩が均一に取れるように努める。</p> <p>(3) 強い経営体の確保</p> |
|--------------|--|

① 担い手の確保

- ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。
- ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。

② 収入の安定化

- ・全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。
- ・個人での養殖業には多額の設備投資を必要とすることを踏まえ、漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。
- ・漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。

(4) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みにより漁場環境及び養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するべく、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 適切な活性処理剤の使用

全漁業者は、活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。

③ 放射性物質の検査

全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実にを行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。

(5) 販路の回復、拡大

全漁業者及び漁協は、JF全漁連（全国漁連のり事業推進協議会）をはじめ関係機関と連携しながら、買受人、流通業界と販促PR活動を展開し消費拡大を図る。

① 効果的なPR活動や販売の実施

地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。

加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベントである「七ヶ浜海の市、漁協の夕市」や「荒浜漁港水産祭り」などにおいて製品のPRを強力に実施し、「みちのく寒流のり」の知名度の向上や

| | |
|----------------------|---|
| | <p>需要の拡大を図る。</p> <p>また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産のりの認知度向上を図る。</p> <p>② 新規商品の販売に向けての取り組み</p> <p>現行の乾海苔（板のり）の流通と、生のりのバラ干し等の生産・販売のための入札体制を確立させ、新たな商品販売に対応した入札システムの有効性が確認できれば、本格的な運用を開始する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1. 2%の漁業収入向上を目指す。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取り組み</p> <p>(1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。</p> <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み</p> <p>漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より1. 0%以上の漁業コスト削減を目指す。</p> |
| <p>活用する支援措置等</p> | <p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、もうかる漁業創設支援事業（沿岸漁業版）（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）</p> |

4年目（平成34年度）所得8. 1%向上

| | |
|---------------------|--|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き持続的なのり養殖業の更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>① 漁港機能の維持管理</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設に適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 良好な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なのり養殖業の振興を図る。</p> <p>① 震災による海洋環境の変化への対応</p> <p>地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の</p> |
|---------------------|--|

摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。

また東日本大震災後の影響による地盤沈下、その後の海底隆起の影響による潮位の変化に対応できる新たな潮位計を設置し、適切な生産体制の構築に努める。

② 本県の環境に適応した生産体制の構築

高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。

③ 生産に影響を与える病障害の対応

あかぐされ病や近年、仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、設定された漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、いかなる間隔を確保することで汐通しを良くし栄養塩が均一に取れるように努める。

(3) 強い経営体の育成

① 担い手の確保

- ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。
- ・漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。

② 収入の安定化

- ・漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。
- ・個人での養殖業には多額の設備投資を必要とすることを踏まえ、漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為に積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。
- ・漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。

(4) 養殖生産物の安全確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みにより漁場環境及び養殖生産物の安全確保を図る。

① 異物混入防止の徹底

漁業者各々が目視検査を徹底するべく、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。

② 適切な活性処理剤の使用

全漁業者は、活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。

| | |
|----------------------|--|
| | <p>③ 放射性物質の検査 全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</p> <p>(5) 販路の回復、拡大 全漁業者及び漁協は、JF全漁連（全国漁連のり事業推進協議会）をはじめ関係機関と連携しながら、買受人、流通業界と販促PR活動を展開し消費拡大を図る。</p> <p>① 効果的なPR活動や販売の実施 地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。 加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベントである「七ヶ浜海の市、漁協の夕市」や「荒浜漁港水産祭り」などにおいて製品のPRを強力に実施し、「みちのく寒流のり」の知名度の向上や需要の拡大を図る。 また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産のりの認知度向上を図る。</p> <p>② 新規商品の販売に向けての取り組み 現行の乾海苔（板のり）の流通と、生のりのバラ干し等の生産・販売のための入札体制を確立させ、新たな商品販売に対応した入札システムの有効性が確認されれば、本格的な運用を開始する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.2%の漁業収入向上を目指す。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取り組み (1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。 (2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み 漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.0%以上の漁業コスト削減を目指す。</p> |
| <p>活用する支援措置等</p> | <p>水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、もうかる漁業創設支援事業（沿岸漁業版）（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県）</p> |

5年目（平成35年度）所得10.5%向上

取り組みの最終年度であり、前年度に引き続き行い、目標達成が確実なものとなるよう、プランの取組状況を確認しつつ、必要に応じて施策の見直しを行う。

| | |
|--------------|--|
| 漁業収入向上のための取組 | <p>宮城県の「宮城県養殖振興プラン」（平成26年度～32年度）に引き続き策定される新プランとも連携を取りつつ、全漁業者及び漁協や市・町は以下の取り組みを行うことで、第1期プランに引き続き持続的なのり養殖業の更なる発展を目指す。</p> <p>(1) 安定した生産基盤の確保</p> <p>① 漁港機能の維持管理</p> <p>市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設に適正な維持管理を行う。</p> <p>(2) 良好な養殖生産物の確保</p> <p>全漁業者及び漁協、関係機関は、以下の取り組みを通じて持続的なのり養殖業の振興を図る。</p> <p>① 震災による海洋環境の変化への対応</p> <p>地域により養殖漁場内の栄養塩濃度に差があることから、漁協は浜ごとに行う水質調査を通じて、漁業者に対して最適な摘採時期にかかる情報提供を行う。併せて、必要に応じ病障害を未然防止するための早期の摘採を促すことにより、漁業者の生産及び収入の安定化を図る。</p> <p>また東日本大震災後の影響による地盤沈下、その後の海底隆起の影響による潮位の変化に対応できる新たな潮位計を設置し、適切な生産体制の構築に努める。</p> <p>② 本県の環境に適応した生産体制の構築</p> <p>高海水温に伴う育苗時期の遅れから外洋への張り込みが遅れてしまうことを防ぐため、漁協は定期的な水温把握を通じて、漁業者に対して情報提供を行うとともに、水温が高めで推移した状態での育苗や早期の刈取りを可能とするため、水産技術総合センター等の研究機関と検討・協議を行いつつ、本県海域に適した種苗の開発・導入を図る。</p> <p>③ 生産に影響を与える病障害の対応</p> <p>あかぐされ病や近年、仙台湾全域にバリカン症状が発生していることから、漁業者及び漁協は研究機関と連携し、設定された漁場利用計画及び適正養殖可能数量に基づき、いかなる間隔を確保することで汐通しを良くし栄養塩が均一に取れるように努める。</p> <p>(3) 強い経営体の育成</p> <p>① 担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁協は、漁家後継者候補などに対し、少子高齢化や漁業就業者数の減少の中にあっても十分水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省力化、安全確保、簿記などについて必要な知識・技術の習得に向けた研修を今期プラン期間も引き続き実施する。・ 漁協と市町は、県と連携しながら、各種就職相談会などを活用して新規漁業就業希望者を広く募集し、地域漁業や漁労など知識の習得に向けた実地研修を行うとともに、観光業界等と連携し体験漁業等を実施する。 <p>② 収入の安定化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 全漁業者及び漁協は、養殖共済や施設共済の加入の増加を継続して推進し、災害時等における収入の安定化を図る。・ 個人での養殖業には多額の設備投資を必要とすることを踏まえ、漁業者は協業化や法人化、生産分業などにより効率的な生産を行うとともに、漁協は機械更新の為の積立金計画や経営管理にかかる指導を生産者に |
|--------------|--|

| | |
|----------------------|---|
| | <p>対して行い、漁業者の経営能力の強化や収入の安定化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は浜ごとの栄養塩状況の確認や生育状況、色調等の調査を行い、当該情報を逐一生産者へ伝達することとし、漁業者はその結果を受けて、摘採時期の調整を行うことで、ノリの品質確保に努め収入の安定化を図る。 <p>(4) 養殖生産物の安全確保</p> <p>全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りつつ、以下の取り組みにより漁場環境及び養殖生産物の安全確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 異物混入防止の徹底 <p>漁業者各々が目視検査を徹底するべく、漁協は、漁期前に部会や研修会等を開催し漁業者に対して周知・啓蒙を図ることにより、異物混入の防止に努める。</p> ② 適切な活性処理剤の使用 <p>全漁業者は、活性処理剤使用取扱要領を遵守し、活性処理剤の使用後5日以上経過した後に摘採を行う。漁協は、漁業者が同要領の下で採苗、育苗の漁場環境を踏まえつつ同処理剤を適切に使用することを徹底するべく、必要に応じ漁業者に対して研修会等を開催する。</p> ③ 放射性物質の検査 <p>全漁業者及び漁協は、風評被害の払しょくを進めるため、関係機関と連携して放射能検査を確実に行うとともに、安全性が確認された商品であることを、ホームページなどを通じて周知する。</p> <p>(5) 販路の回復、拡大</p> <p>全漁業者及び漁協は、JF全漁連（全国漁連のり事業推進協議会）をはじめ関係機関と連携しながら、買受人、流通業界と販促PR活動を展開し消費拡大を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 効果的なPR活動や販売の実施 <p>地産地消においては、地元買受人（買受人組合）と連携の下、各地域で開催される祭事等に積極的に参加するとともに、地域販売所を活用した販売を拡大するなど、地域におけるPR及び販売活動を推進するべく、消費者ニーズの把握に努めつつ、関係先と協議し、加工製品等の種類の充実を図る。</p> <p>加えて、「みやぎ水産の日」にあわせて行う販促イベントや地域イベントである「七ヶ浜海の市、漁協の夕市」や「荒浜漁港水産祭り」などにおいて製品のPRを強力に実施し、「みちのく寒流のり」の知名度の向上や需要の拡大を図る。</p> <p>また、キッチンカーを積極的に活用することにより、従来の参加型イベントを利用したPR活動に加え、学校等を訪問する食育活動の実施等、広い年齢層に対する宮城県産のりの認知度向上を図る。</p> ② 新規商品の販売に向けての取り組み <p>現行の乾海苔（板のり）の流通と、生のりのバラ干し等の生産・販売のための入札体制を確立させ、新たな商品販売に対応した入札システムの有効性が確認されれば、本格的な運用を開始する。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.8%の漁業収入向上を目指す。</p> |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <p>1. 燃油コスト削減の取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全漁業者は、定期的な船底清掃や付着生物の防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組むことにより、燃油コストの削減を図る。 |

| | |
|-----------|---|
| | <p>(2) 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型エンジンを積極的に導入することにより、燃油消費量の削減を図る。</p> <p>2. 協業化などによる作業コスト削減の取り組み 漁業者は、とりわけ多額の設備投資を必要とする生産施設における生産活動において、協業化や生産分業が可能な作業を検討しこれを実施することにより、作業コストの削減を図る。</p> <p>これらの取組により、基準年より1.0%以上の漁業コスト削減を目指す。</p> |
| 活用する支援措置等 | 水産業共同利用施設復旧整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、浜の活力再生・成長促進交付金（国）、もうかる漁業創設支援事業（沿岸漁業版）（国）、漁業人財育成総合支援事業（国）、水産物供給基盤機能保全事業（国）、漁港施設機能強化事業（国）、水産流通基盤整備事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、みやぎの「食」ブランド復興支援事業（県） |

(5) 関係機関との連携

プランの取組を確実に実施し、効果が最大限に発揮できるよう、水産庁、宮城県（水産担当部署・地方出先機関・試験研究機関）、関係市町、宮城県水産業経営支援協議会、宮城県漁業共済組合、その他地元研究機関等より指導協力を仰ぐこととする。

4 目標

(1) 数値目標

| | | |
|----------------|-----|-------------|
| 漁業所得の向上10.4%以上 | 基準年 | 漁業所得 |
| | 目標年 | 平成35年度：漁業所得 |

基準年の漁業所得は達成状況中間報告に記載した平成25年度（前期基準年）から平成29年度所得額の5中3平均より算出

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

別添資料参照

(3) 数値目標以外の成果目標

| | | | |
|---------------|-----|-------------|----------|
| 販売単価の向上1.8%以上 | 基準年 | 平均単価 | 10.4円/枚 |
| | 目標年 | 平成35年度：平均単価 | 10.59円/枚 |

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

別添資料参照

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

| 事業名 | 事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性 |
|-----------------|----------------------------|
| 水産業共同利用施設復旧整備事業 | 東日本大震災により被災した流通・加工施設等の整備等。 |
| 漁業者保証円滑化対策事業 | 漁業経営改善のための取り組みに活用する。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業） | ノリ養殖業に係る集出荷場等の共同利用施設等の整備のために活用する。 |
| もうかる漁業創設支援事業（沿岸漁業版） | 施設等の整備のために活用する |
| 漁業人財育成総合支援事業 | 担い手確保にかかる取り組みの推進のために活用する。 |
| 水産物供給基盤機能保全事業 | 安定した生産基盤確保のための漁港施設機能の維持保全のための取り組みに活用する。 |
| 漁港施設機能強化事業 | 安定した生産基盤確保のための漁港施設の機能強化にかかる取り組みに活用する。 |
| 水産流通基盤整備事業 | 水産物の衛生管理・安定供給・付加価値向上のための基盤強化対策にかかる取り組みに活用する。 |
| 農山漁村地域整備交付金 | 漁港の整備により効率的で安全な漁業活動を確保するために活用する。 |
| 漁業経営セーフティネット構築事業 | 燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支えに活用する。 |
| みやぎの「食」ブランド復興支援事業 | PR活動実施のため活用する。 |